

令和5年8月2日 制定（国空無機第93245号）
令和7年12月5日 改正（国空無機第298768号）

二等無人航空機操縦士実地試験実施細則 飛行機

国土交通省航空局安全部無人航空機安全課

I. 総則

1. 無人航空機操縦者技能証明の二等無人航空機操縦士の資格の区分に係る飛行機の実地試験（以下「実地試験」という。）を行う場合は、無人航空機操縦士実地試験実施基準（以下「実施基準」という）及びこの細則による。
2. 実地試験は、100点の持ち点からの減点式採点法とし、各試験科目終了時に、70点以上の持ち点を確保した受験者を合格とする。
3. 実技試験の実施にあたっては、飛行経路からの逸脱を把握するため、各試験科目で示された減点区画及び減点区画線又は不合格区画及び不合格区画線を明示しておくこと。
4. 実技試験の実施にあたっては、試験員が認めた試験員補助員を所要の場所に配置すること。
5. 試験員補助員は試験を行う者に所属する者であり、無人航空機の飛行原理、実技試験の具体的内容及び手順並びに減点適用基準を理解していること。
6. 試験員補助員は、試験員に対して、減点区画又は不合格区画に機体が進入したことを知らせるなどの補助業務を行うこととし、採点及び合否判定は実施しない。
7. 試験員又は試験員補助員は、実技試験の各科目開始前に風向風速計を用いて風向及び風速を計測する。実施基準に記述された基準以上の風速及び実技試験の実施が難しいと試験員が判断する横風（概ね横風30度以上かつ風速毎秒3メートル以上の場合）を観測した場合は、実技試験を行わない又は実技試験を中止すること。
8. 試験員又は試験員補助員は、実地試験の内容を記録し、採点及び合否判定の結果についても記録すること。
9. 基本に係る実技試験において風向風速、無人航空機の数度及び高度等の受験者及び試験員への通知、又は基本以外の実験科目に係る実技試験において受験者が自動操縦による離着陸を行うことができない場合に手動操縦による離着陸を行う等について、実技試験を補助する者（以下「受験者補助員」）が行うことを認める。
10. 受験者補助員は、実技試験を実施する無人航空機の種類について、直近2年間で6月以上の飛行経験かつ50時間以上の飛行実績を有すること。
11. 安全確保に必要と判断される場合、試験員又は試験員から指示を受けた試験員補助員若しくは受験者補助員が受験者に代わって操縦を行う。
12. 実施基準の3－8に記載されたやむを得ない事由により実地試験を中止する場合を除き、各試験科目に係る実地試験はその日に完了すること。
13. 実技試験及び口述試験（機体及び操縦装置を作動させて行うものに限る。）にあたり、受験者、試験員、試験員補助員及び受験者補助員は、ヘルメット、保護メガネ等の保護具を着用すること。

II. 実地試験の減点適用基準

1. 口述試験（飛行前点検）の減点適用基準

- 1-1 口述試験のうち、飛行空域及びその他の確認、作動前点検及び作動点検の科目については、次に掲げる基準を標準として減点を行うこととする。
- 1-2 適用事項に記載がない場合でも、減点細目に該当する事項が生じた場合は、試験員の判断により減点細目に応じた減点数の減点を行うこととする。
- 1-3 適用事項に該当するが、受験者に起因しない事由により生じた事項については、減点の対象としないこととする。
- 1-4 減点数欄の「不」と記載された適用事項が生じた場合は、実地試験を中止し、受験者を不合格とする。
- 1-5 飛行前点検に係る口述試験を通じて、減点細目に該当する事項が複数生じた場合には、このうち最も減点数が高いもののみを適用して減点を行う。
- 1-6 回答又は点検及び記録は制限時間内に行うものとする。制限時間内に回答、点検又は記録を行わなかった場合は、それぞれ未回答、点検漏れ又は記録漏れがあったものとして取り扱う。

減点細目	減点数	適用事項
航空法等の違反	不	・受験者が、アルコール又は薬物の影響により当該無人航空機の正常な飛行ができないおそれがあると試験員が判断したとき ・受験者が必要な機材、機体及び試験場を準備する場合に屋外での試験について次に掲げる事項が判明したとき ・飛行させる無人航空機の登録を受けていない ・飛行させる無人航空機に登録記号の表示又は登録記号を識別するための措置を講じていない ・受験者が飛行に必要な法第 132 条の 85 第 2 項又は法第 132 条の 86 第 3 項若しくは第 5 項第 2 号に規定された国土交通大臣による許可又は承認を取得していない又は技能証明及び機体認証を得ていない（ただし、国土交通省航空局安全部無人航空機安全課長が認めた場合を除く。）
危険な操作	不	・危険な速度（概ね 5 m/s 以上）で機体を飛行させたとき ・試験員、試験員補助員、受験者、その他の者又は物件に向けて、飛行中の機体を試験員が危険と判断す

		る距離まで接近させたとき ・合理的な理由なく、飛行中に操縦装置を両手で保持しなかったとき ・推進系統等の作動点検にあたり、機体の急発進等を防ぐ措置を講じずに点検を行ったとき ・周囲の安全を確保することなく推進系統等を作動させて点検を行ったとき
墜落、損傷、制御不能	不	・機体を墜落させたとき ・機体をパイロン、旗、壁、ネット等の物件に衝突させたとき ・機体を損傷させたとき ・機体を制御不能に陥らせたとき
不正行為	不	・受験者が他の者から助言又は補助を受けたとき、その他不正の行為があったとき ・受験者が試験の円滑な実施を妨げる行為を行ったとき
点検漏れ	10	・実技試験において行う飛行のために必要な点検を一つでも行わなかったとき
日常点検記録の記載漏れ又は誤り	5	・提供される日常点検記録の様式に基づき、必要な記載項目を一つでも記載しなかったとき又は誤りがあったとき
日常点検記録の軽微な誤り	1	・提供された様式の記入方法に従わずに記録し、点検日時や点検場所等を誤って記載を行ったとき

2. 実技試験の減点適用基準

- 2-1 次に掲げる基準を標準として、実技試験の減点を行うこととする。
- 2-2 適用事項に記載がない場合でも、減点細目に該当する事項が生じた場合は、試験員の判断により減点細目に応じた減点数の減点を行うこととする。
- 2-3 適用事項に該当するが、受験者に起因しない事由により生じた事については、減点の対象としないこととする。
- 2-4 減点数欄の「不」と記載された適用事項が生じた場合は、実地試験を中止し、受験者を不合格とする。
- 2-5 実技試験では、減点区画に機体の全てが進入した場合は、減点対象となる。
- 2-6 不合格区画に機体の全てが進入した場合は、試験を中止し、受験者を不合格とする。
- 2-7 制限時間の対象は、各試験科目において指定がない限り、試験員が受

験者に離陸を指示した時刻から機体が着陸した時刻までの時間とする。

2－8 減点の対象は、各試験科目において指定がある場合、その指定に従うこととする。

減点細目	減点数	適用事項
航空法等の違反	不	・ 受験者が、アルコール又は薬物の影響により当該無人航空機の正常な飛行ができないおそれがあると試験員が判断したとき 受験者が必要な機材、機体及び試験場を準備する試験において、次に掲げる事項が判明したとき ・ 飛行させる無人航空機の登録を受けていない ・ 飛行させる無人航空機に登録記号の表示又は登録記号を識別するための措置を講じていない ・ 受験者が飛行に必要な法第 132 条の 85 第 2 項又は法第 132 条の 86 第 3 項若しくは第 5 項第 2 号に規定された国土交通大臣による許可又は承認を取得していない又は所要の技能証明及び機体認証を得ていない（ただし、国土交通省航空局安全部無人航空機安全課長が認めた場合を除く。）
危険な飛行	不	・ 危険な速度（運用限界速度を大きく超過した速度並びに失速又は失速の危険がある速度）で機体を飛行させたとき ・ 試験員、試験員補助員、受験者、受験者補助員、その他の者又は物件に向けて、飛行中の機体を試験員が危険と判断する距離まで接近させたとき ・ 合理的な理由なく、飛行中に操縦装置を両手で保持しなかったとき（基本に係る実技試験に限る） ・ 飛行経路等の不適切な設定又は再設定により機体が立入管理措置を講じた空域を逸脱する又は機体が失速する等、危険な飛行となると試験員が判断したとき（基本に係る実技試験を除く）

墜落、損傷、制御不能	不	- 機体を墜落させたとき - 機体を失速させたとき - 機体を物件に衝突させたとき - 機体を損傷させたとき - 機体を制御不能に陥らせたとき（注１）
飛行空域逸脱 （不合格区画）	不	- 基本に係る実技試験において不合格区画線よりも外側に機体の全てを進入させたとき - 基本以外の実技試験において機体の全てを不合格区画に進入させたとき（注２） - 離着陸時に一部でも降着装置が滑走路を逸脱したとき
制限時間超過	不	各試験科目で設定している制限時間を超過したとき
操作介入	不	安全性を確保するために、試験員及び受験者補助員等が受験者に代わり操縦を行ったとき
不正行為	不	- 受験者が他の者から助言又は補助を受けたとき、その他不正の行為があったとき（注３） - 受験者が試験の円滑な実施を妨げる行為を行ったとき - 基本に係る実技試験を除き、試験員の指示がないにもかかわらず、目視外飛行中に機体を視認したとき
飛行経路逸脱 （減点区画） （注４）	5	- 基本に係る実技試験において外側の減点区画線よりも外側に機体の全てを進入させたとき - 基本に係る実技試験において内側の減点区画線と外側の減点区画線の間を飛行しなかったとき
指示と異なる飛行	5	- 試験員の指示と異なる手順又は飛行経路で飛行させたとき - 試験員の指示を受ける前に操縦に係る操作を行ったとき - 試験員が指示した高度と明らかに異なる高度で飛行させたとき
監視不足	5	- 基本に係る実技試験において、合理的な理由なく、飛行中の機体及び周囲の状況を十分に監視していなかったとき - 基本以外の実技試験において、合理的な理由なく、操縦装置に表示される必要な情報を注視し

		ていない等、飛行中の機体及び周囲の状況を十分に監視していなかったとき
安全確認不足（注 5）	5	・ 離陸前に飛行空域及びその周囲の状況並びに気象状況に安全上の問題がないことを確認せずに離陸させたとき ・ 着陸前に着陸地点及びその周囲の状況並びに気象状況に安全上の問題がないことを確認せずに着陸させたとき
ふらつき（注 6）	1	・ 試験員から指示のあった飛行経路及び高度において機体を大きくふらつかせたとき ・ 基本に係る実技試験において、離着陸時に機体を大きくふらつかせたとき又は機体の姿勢を大きく変化させたとき
不円滑（注 6）	1	・ 合理的な理由なく、機体の速度を安定させることができなかったとき ・ 離着陸等、高度変化を伴う飛行時に安定した昇降率を保てず、急激な高度変化をさせたとき
受験者補助員との連携不足（注 7）	1	・ 受験者補助員との役割分担及び連携の手順を明確にしなかったとき（注 8） ・ 試験員、試験員補助員及び受験者補助員に対して、飛行経路及び飛行の手順等についての説明に漏れ又は誤りがあったとき ・ 受験者補助員との連携に係る通知がなされなかったとき
注 1 機体が地面に衝突する可能性及び高度が航空法に抵触する高度（許可・承認を得ていない場合は、150 メートル）を超えて上昇する可能性があるとして試験員が判断する高度変化を含む。 注 2 機体の全てを不合格区画に進入させていたことが飛行後に判明した場合を含む。 注 3 基本に係る実技試験における受験者補助員からの機体の速度及び高度等の通知並びにその他の実技試験における受験者補助員と受験者との連携に係る通知等の試験員が認める助言及び補助を除く。 注 4 機体の全てを減点区画に進入させていたことが飛行後に判明した場合を含む。 注 5 試験員に安全確認を行った旨を伝えなかった場合は、安全確認を行っていないものとみなす。 注 6 突風等の影響により、一時的に機体のふらつき又は不円滑な飛行が生じた場		

合でも、受験者が速やかに適切な操作を行い、試験員が機体を制御できていると判断する場合は、減点の対象外とする。

注7 受験者のみで無人航空機を飛行させる場合を除く。

注8 試験員が役割分担及び連携の手順が明確でないと判断する場合に加え、受験者補助員及び試験員補助員から役割分担及び連携の手順に係る質問がなされた場合も減点の対象とする。

3. 口述試験（飛行後の点検と記録）の減点適用基準

3-1 口述試験のうち、飛行後点検及び飛行後の記録の科目については、次に掲げる基準を標準として減点を行うこととする。

3-2 適用事項に記載がない場合でも、減点細目に該当する事項が生じた場合は、試験員の判断により減点細目に応じた減点数の減点を行うこととする。

3-3 適用事項に該当するが、受験者に起因しない事由により生じた事項については、減点の対象としないこととする。

3-4 減点数欄の「不」と記載された適用事項が生じた場合は、実地試験を中止し、受験者を不合格とする。

3-5 飛行後の点検と記録に係る口述試験を通じて、点検漏れ、日常点検記録の記載漏れ又は誤り及び日常点検記録の軽微な誤りに該当する事項が複数生じた場合には、このうち最も減点数が高いもののみを適用して減点を行う。

3-6 飛行後の点検と記録に係る口述試験を通じて、飛行記録の記載漏れ又は誤り及び飛行記録の軽微な誤りに該当する事項が複数生じた場合には、このうち最も減点数が高いもののみを適用して減点を行う。

3-7 点検及び記録は制限時間内に行うものとする。制限時間内に点検又は記録を行わなかった場合は、それぞれ点検漏れ又は記録漏れがあったものとして取り扱う。

減点細目	減点数	適用事項
不正行為	不	・受験者が他の者から助言又は補助を受けたとき、その他不正の行為があったとき ・受験者が試験の円滑な実施を妨げる行為を行ったとき
点検漏れ	5	・飛行後の機体の状態を確認するために必要な点検を一つでも行わなかったとき
日常点検記録の記載漏れ又は誤	5	・提供される日常点検記録の様式に基づき、必要な記載項目を一つでも記載しなかったとき又は誤り

り		があったとき供される日常点検記録の様式に基づき、必要な記載項目を一つでも記載しなかったとき
飛行記録の記載漏れ又は誤り	10	・提供される飛行日誌の様式に基づき、必要な記載項目を一つでも記載しなかったとき ・飛行時間の計算に誤りがあったとき
日常点検記録の軽微な誤り (注)	1	・提供された様式の記入方法に従わずに記録し、点検日時や点検場所等を誤って記載を行ったとき
飛行記録の軽微な誤り	1	・提供された様式の記入方法に従わずに記録し、飛行年月日、離陸場所又は着陸場所等を誤って記載を行ったとき
注 口述試験（飛行前点検）において誤った記載等が行われ、減点を行っている場合には、当該事項について改めて減点を行わない。		

4. 口述試験（事故、重大インシデントの報告）の減点適用基準

- 4－1 口述試験のうち、事故又は重大インシデントの説明及び事故等発生時の処置の説明の科目については、抜け又は誤りがあった場合、5点を減点する。
- 4－2 回答は制限時間内に行うものとする。未回答の場合は、5点を減点する。

5. 机上試験の減点適用基準

- 5－1 回答内容に誤りがあった場合に、1問につき5点を減点する。
- 5－2 回答は制限時間内に行うものとする。未回答の設問については、1問あたり5点を減点する。

III. 立入管理措置を講ずるべき空域及び必要着陸滑走路長

1 立入管理措置を講ずるべき空域の大きさの算出

1-1 受験者は、実技試験に用いる機体の無風時の巡航速度（以下「推定巡航速度」という。）を当該機体の取扱説明書又は過去の飛行記録等から推定し、推定巡航速度を基に実技試験において立入管理措置を講ずるべき空域（以下「施設飛行空域」という。）の大きさを算出することとする。実技試験を実施するときは、受験者は算出した施設飛行空域を含む空域に対して立入管理措置を講ずることとする。

1-2 施設飛行空域の大きさの算出は、施設飛行空域が大きくなる基本以外の試験科目を想定し、次に掲げる手順及び方法により行う。

(1) 推定巡航速度にて、機体が角丸な長方形の飛行を行った際の飛行経路（以下「想定飛行経路」という。）を算出する。当該飛行経路の算出にあたっては、次の想定を行う。

- ・ 長辺方向に15秒間の直線飛行を行う。
- ・ 短辺方向には直線飛行を行わない。ただし、機体の特性により直線飛行を行う必要がある場合は、5秒を超えない範囲で直線飛行を行う。
- ・ 旋回時、機体は常に一定のバンク角度で旋回を行う。なお、機体のバンク角度は、試験に用いる機体の取扱説明書又は過去の飛行記録等から安全に飛行が可能と思われるバンク角度を、受験者が任意に設定することとする。

(2) 上空にて追い風方向に風速毎秒15メートルの風が吹いた際に旋回半径が大きくなる場合を想定し、想定飛行経路から不合格区画までの距離を算出する。

(3) 不合格区画から30メートルの余裕を持たせた空域を、施設飛行空域とする。

2 必要滑走路長の算出

2-1 受験者は実技試験に用いる機体の着陸の際の接地速度を当該機体の取扱説明書及び過去の飛行記録等から推定し、必要滑走路長の算出を行うこととする。実技試験の実施に際し、受験者は安全に機体を着陸させることができる滑走路幅及び算出した必要滑走路長以上の長さの滑走路を有する試験場を準備することとする（基本に係る実技試験を除く試験科目において、垂直離着陸可能な機体を用いる場合を除く。）。

本項に基づき算出した必要滑走路長、及び試験場の滑走路長は、受験者が試験員に明示すること。

2-2 接地速度を $V_{td}(m/s)$ とした場合の必要滑走路長は、重力加速度を $g(m/s^2)$ 、機体の平均転がり摩擦係数を μ とし、次の計算式により算出す

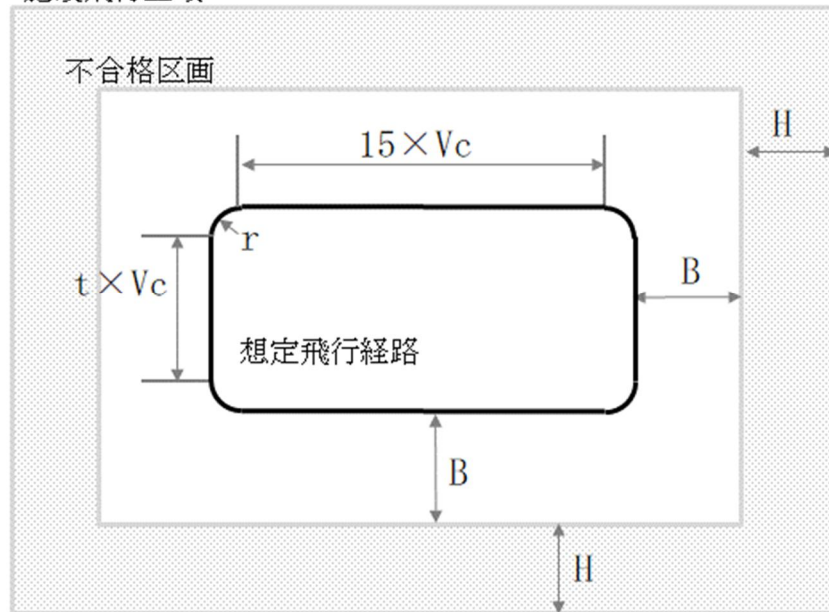
る。

$$\text{必要着陸時滑走路長 (m)} = \frac{2Vtd^2}{g\mu}$$

2-3 平均転がり摩擦係数 μ は、実技試験に用いる無人航空機及び滑走路の状態により、受験者により設定し、試験員の承認を得るものとする。

- ・ 施設飛行空域についての概要図

施設飛行空域



V_c : 機体の推定巡航速度(単位 m/s)。

t : 短辺方向の直線飛行時間(単位 s)。(0 ≤ t ≤ 5)

r : 機体の旋回半径(単位 m)。重力加速度を g (単位 m/s²)、機体のバンク角度

を θ (単位 °)とし、 $r = \frac{V_c^2}{g \times \tan \theta}$ の計算式により算出する。

B : $B = \frac{(V_c + 15)^2}{g \times \tan \theta} - r = \frac{\{(V_c + 15)^2 - V_c^2\}}{g \times \tan \theta}$ の計算式により算出する。

H : 30(単位 m)

IV. 基本に係る実地試験

1. 一般

1-1 基本に係る実地試験では、立入管理措置を講じた上で行う昼間かつ目視内での飛行を安全に実施するための知識及び能力を有するかどうかを確認する。

1-2 自動操縦の技能については、適切な飛行経路の設定及び危機回避機能（フェールセーフ機能）の設定を行うために十分な知識を有するかどうかを机上試験で問い、実機による試験は行わない。

1-3 基本に係る実地試験は、最大離陸重量25kg未満の飛行機（垂直離着陸可能なものを除く。）で行うこととする。

1-4 実地試験の構成は、次のとおりとする。

1-4-1 机上試験

1-4-2 口述試験（飛行前点検）

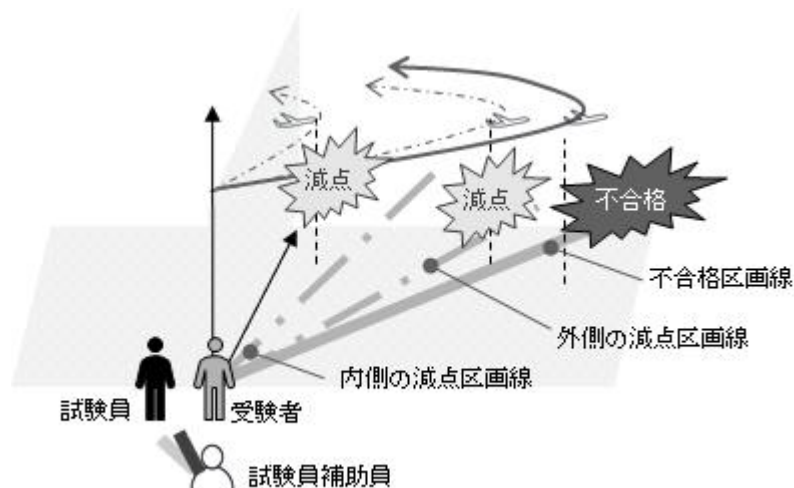
1-4-3 実技試験

1-4-4 口述試験（飛行後の点検及び記録）

1-4-5 口述試験（事故、重大インシデントの報告及びその対応）

1-5 実技試験では、原則として、飛行経路の長辺方向の中心線からの開き角度に応じて明示された各区画線への機体の進入状況に応じて、減点適用基準の適用事項に該当するかを判断する。また、原則として、試験員補助員は受験者の真後ろに立ち、各区画線への機体の進入を通知することとする。ただし、操縦装置に内側及び外側の減点区画並びに不合格区画を表示することができ、試験員が認める場合はこの限りでない。

各区画線と減点適用基準について



2. 机上試験

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(目的) 立入管理措置が講じられた昼間かつ目視内の飛行に必要な知識を有するかどうかを判定する。			
番号	科目	実施要領	制限時間
2-1	飛行計画の作成	試験員より昼間の目視内、立入管理措置が講じられた条件での模擬飛行計画を提示し、飛行計画の作成において留意が必要な事項について、受験者が理解しているかどうかを判定可能な質問を行い、答えさせる。出題数は、4問とする。 留意事項（例） (1) 航空法等の法令遵守 (2) 安全確保措置 (3) 機体の仕様、限界事項 (4) 自動飛行機能の設定（自動飛行する経路、危機回避機能の設定等）	5分

3. 口述試験（飛行前点検）

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(目的) 飛行前の点検を適切に行うことができるかどうかを判定する。 ※点検中に不具合が確認された場合であって、当該不具合に対応等した後 に試験再開が可能なときは、受験者が不具合を確認するまでに行った点 検項目は試験員が点検を行う。			
番号	科 目	実施要領	制限時間
3－1	飛 行 空 域 及 び そ の 他 の 確 認	飛行空域及びその他の確認事項を 示し、結果を答えさせる。 確認事項（例） (1) 飛行空域及びその周辺の状 況に問題はないか。 (2) 航空法等の違反はないか。 (3) 必要な許可書、承認書、技 能証明書等を携帯しているか。 (4) 操縦者の体調等に問題はない か。 (5) 気象状況に問題はないか。	3分
3－2	作 動 前 点 検	通達：無人航空機の飛行日誌の取 扱要領に準じた日常点検記録の様 式を受験者に提供し、試験員の指 示に従って点検をさせる。点検結 果を当該様式に記載させる。 点検項目（例） (1) 各機器が確実に取り付けら れているか。（ネジ、コネクタ 一等の脱落やゆるみ等） (2) 機体（プロペラ、胴体、主 翼、尾翼、動翼、機体識別票 等）及び操縦装置に外観の異 常、損傷又はゆがみ等がない か。	3－2から3－3まで を通じて20分

番号	科目	実施要領	減点適用基準
3-3	作動点検	機体及び操縦装置を地上において作動させて、試験員の指示に従って点検をさせる。点検結果を3-2で提供される日常点検記録の様式に記載させる。 作動点検（例） (1) 電源系統（機体及び操縦装置の電源を投入した際の状態）は正常か。 (2) 通信系統（機体と操縦装置の通信、GNSSの通信等）は正常か。 (3) 燃料の搭載量又はバッテリーの残量は十分か。 (4) リモートID機能の作動が正常であるか（リモートID非搭載機の場合は、リモートIDが正常に作動していると仮定し、リモートIDが正常に作動している旨の点呼を行う。）。 (5) 自動制御系統及び操縦系統（動翼及びセンサー等）は正常か。 (6) 推進系統（発動機又はモーター等）は正常か。	3-2から3-3までを通じて20分

4. 実技試験

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(目的) 立入管理措置が講じられた昼間かつ目視内の飛行に係る基本的な操縦能力を有するかどうかを判定する。			
番号	科目	実施要領	制限時間
4-1	周回飛行	(1) 姿勢制御機能がある飛行機については姿勢制御機能をONにした状態で、受験者は滑走のため機体を滑走路上の所要の位置に移動させる。 (2) 受験者は離陸を行うことを試験員に通知し、原則として概ね機体に対して向かい風となる方向に離陸を行う。 (3) 受験者は機体を上昇旋回させ、受験者が想定する周回飛行開始地点（A地点）付近まで飛行を行う。 (4) 受験者は機体がA地点に到達したと判断したときは、速やかに試験員に機体がA地点に到達したことを通知する。 (5) 受験者は自身が想定する飛行経路で試験員からの指示があるまで周回飛行を行う。この際、受験者は試験員からの指示に基づき飛行経路の調整を行い、試験員が求める飛行高度（概ね対地70メートルから100メートル）及び飛行経路で飛行を行う。 ※試験員と飛行高度及び飛行経路についての調整を行う（5）の1周目の飛行は、減点対象としない。	15分 ※制限時間の対象は、受験者が離陸を行うことを通知し、受験者が機体の停止を通知するまでの時間とする。

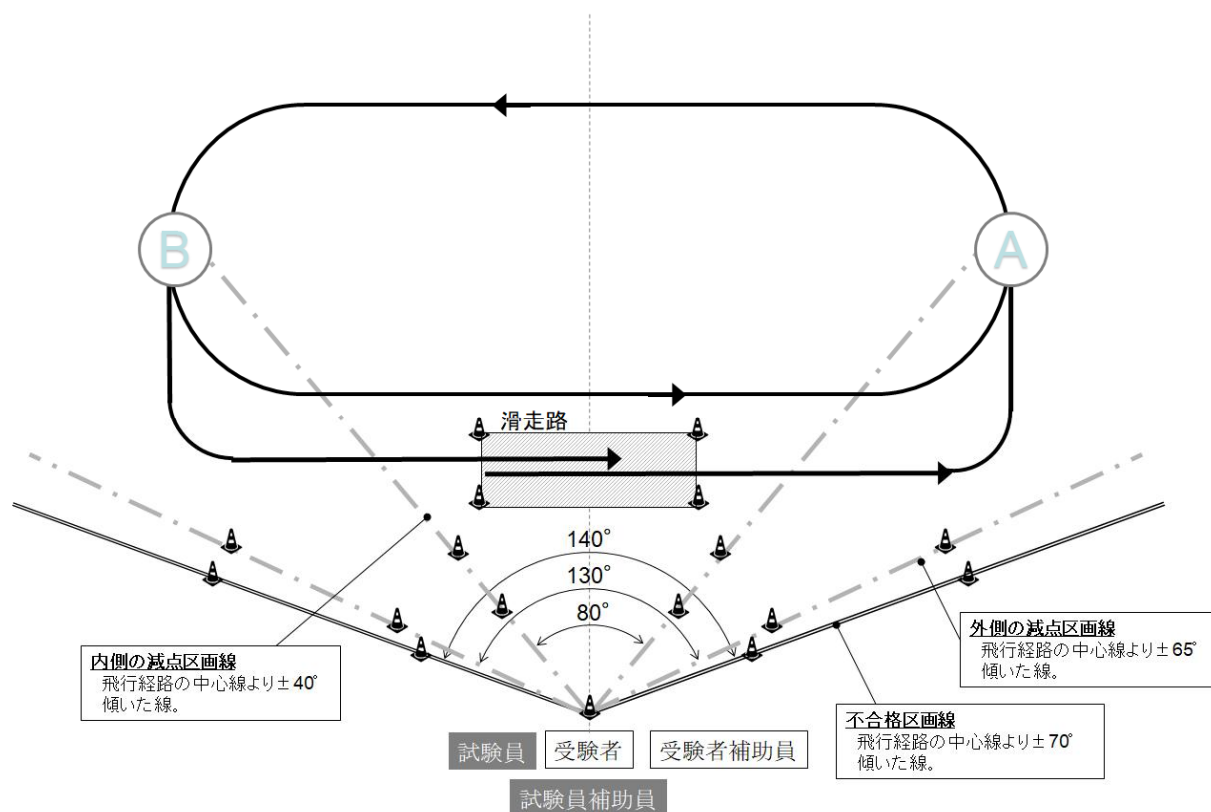
番号	科目	実施要領	減点適用基準
4－1	周 回 飛 行	(6) 試験員から周回飛行を終了する旨の指示を受けた後、受験者は機体が再び A 地点に到達したと判断したときは、速やかに試験員に機体が A 地点に到達したことを通知する。 (7) 受験者は(5)の周回飛行において試験員と調整した飛行経路とおおむね同じ飛行経路で周回飛行を行う。 (8) 受験者は(7)の飛行開始後、2周目に機体がB地点付近に到達したときに、試験員に着陸することを通知する。 (9) 通知後、受験者は、原則として概ね向かい風となる方向に着陸を行う。ただし、周回飛行の方向と着陸時の滑走路への進入方向を変える場合は、受験者が(8)以降の飛行経路を任意に設定することができる。 (10) 着陸後、機体が停止した時点で、受験者は機体が停止したことを試験員に通知する。 ※受験者が安全上必要と判断する場合は、制限時間以内において複数回の着陸復行を行ってもよいものとする。	

番号	科目	実施要領	減点適用基準
----	----	------	--------

4 - 2	8 の 字 飛 行	(1) 姿勢制御機能がある飛行機については姿勢制御機能をONにした状態で、受験者は滑走のため機体を滑走路上の所要の位置に移動させる。 (2) 受験者は離陸を行うことを試験員に通知し、原則として概ね機体に対して向かい風となる方向に離陸を行う。 (3) 受験者は機体を上昇旋回させ、受験者が想定する周回飛行開始地点（A地点）付近まで飛行を行う。 (4) 受験者は機体がA地点に到達したと判断したときは、速やかに試験員に機体がA地点に到達したことを通知する。 (5) 受験者は自身が想定する飛行経路で試験員からの指示があるまで周回飛行を行う。この際、受験者は試験員からの指示に基づき飛行経路の調整を行い、試験員が求める飛行高度（概ね対地70メートルから100メートル）及び飛行経路で飛行を行う。 ※試験員と飛行高度及び飛行経路についての調整を行う（5）の1周目の飛行は、減点対象としない。 (6) 試験員から周回飛行を終了する旨の指示を受けた後、受験者は機体が再びA地点に到達したと判断したときは、速やかに試験員に機体がA地点に到達したことを通知する。	15 分 ※制限時間の対象は、受験者が離陸を行うことを通知し、受験者が機体の停止を通知するまでの時間とする。
-------	-----------------------	--	--

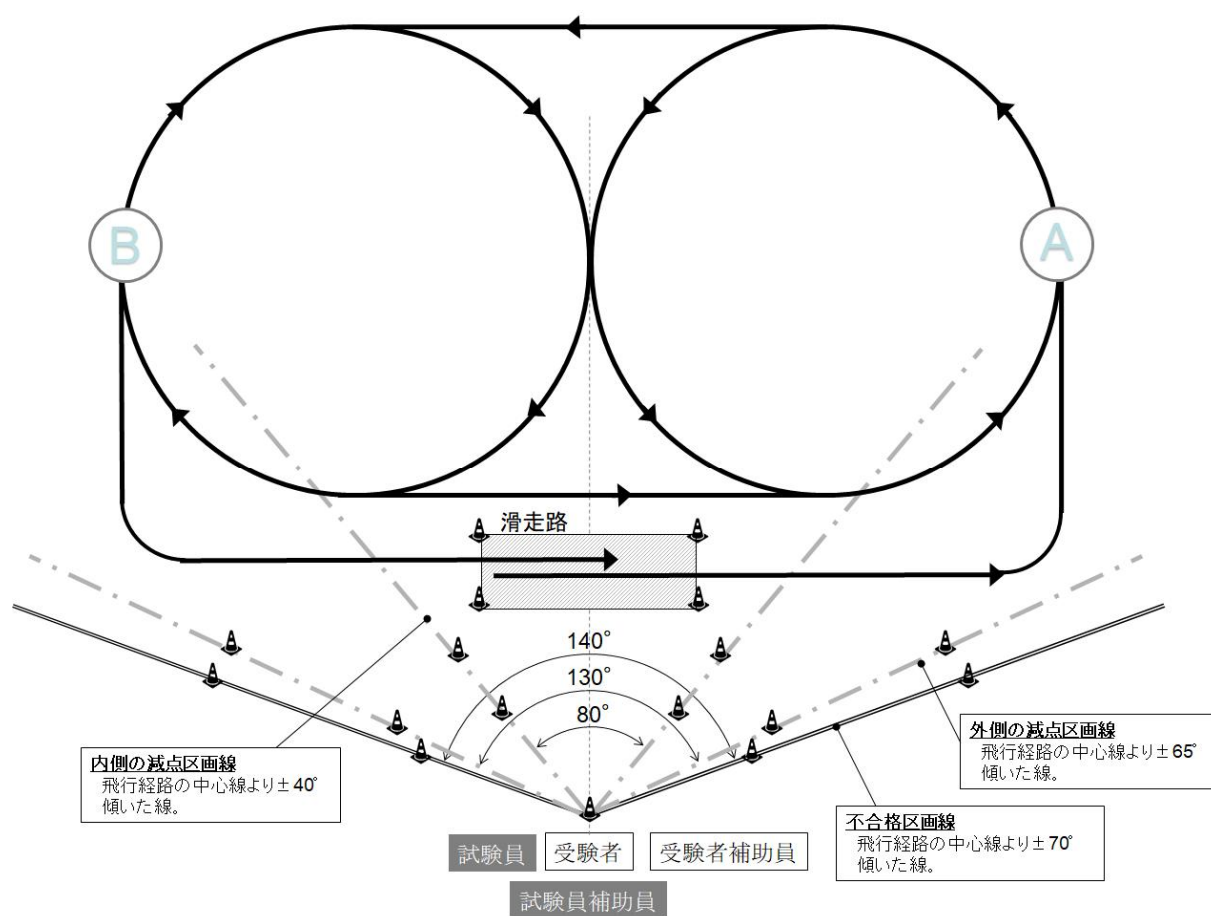
番号	科目	実施要領	減点適用基準
4－2	8 の 字 飛 行	(7) 通知後、受験者は(5)の周回飛行において試験員と調整した飛行経路とおおむね同じ位置及び同じ規模の飛行経路で8の字飛行を2周行う。 (8) 8の字飛行を終え、A地点に到達後、受験者は周回飛行を行いB地点まで飛行を行う。 (9) B地点付近に到達した際に、試験員に着陸することを通知する。 (10) 通知後、受験者は原則として概ね向かい風となる方向に着陸を行う。ただし、周回飛行の方向と着陸時の滑走路への進入方向を変える場合は、受験者が(8)以降の飛行経路を任意に設定することができる。 (11) 着陸後、機体が停止した時点で、受験者は機体が停止したことを試験員に通知する。 ※受験者が安全上必要と考える場合は、制限時間以内において複数回の着陸復行を行ってもよいものとする。	

4-1 周回飛行の飛行経路



- ※1：受験者補助員は、緊急時の操作介入等のために必要に応じて配置することとする。
- ※2：離陸時の方向が図と概ね逆向きである場合は、飛行経路も逆とする。
- ※3：受験者がA地点に到達したことを通知する前の離陸時及び受験者がB地点に到達したことを通知した後の着陸時には、減点区画線及び不合格区画線は無効とする。
- ※4：長辺方向に概ね15秒間の直線飛行を行う。短辺方向には直線飛行を行わない。ただし、機体の特性により直線飛行を行う必要がある場合は、5秒を超えない範囲で直線飛行を行ってもよい。

4-2 8の字飛行の飛行経路



- ※1：受験者補助員は、緊急時の操作介入等のために必要に応じて配置することとする。
- ※2：離陸時の方向が図と概ね逆向きである場合は、飛行経路も逆とする。
- ※3：受験者がA地点に到達したことを通知する前の離陸時及び受験者がB地点に到達したことを通知した後の着陸時には、減点区画線及び不合格区画線は無効とする。
- ※4：8の字飛行中は飛行経路が曲線となるように飛行を行う。

5. 口述試験（飛行後の点検と記録）

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

飛行後点検と飛行後の記録			
(目的) 飛行後の点検と記録を適切に行うことができるかどうかを判定する。			
番号	科目	実施要領	制限時間
5－1	飛行後点検	試験員の指示に従って飛行後の点検をさせ、点検結果を3－2で提供される日常点検記録の様式に記載させる。 点検項目（例） (1) 各機器が確実に取り付けられているか。（ネジ、コネクター等の脱落やゆるみ等） (2) 機体（プロペラ、胴体、主翼、尾翼、動翼、機体識別票等）の外観、損傷、ゆがみ等がないか。 (3) 各機器の異常な発熱はないか。 (4) 機体へのゴミ等の付着はないか。	5－1から5－2までを通じて10分
5－2	飛行後の記録	通達：無人航空機の飛行日誌の取扱要領に準じた飛行記録の様式を提供し、実施した飛行を記録させる。飛行時に異常が認められた場合は、当該様式に不具合事項を記載することとする。	

6. 口述試験（事故、重大インシデントの報告）

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

事故、重大インシデントについての報告と対応			
(目的) 事故、重大インシデント発生時の報告と対応について、適切に行うことができるかどうかを判定する。			
番号	科目	実施要領	制限時間
6－1	事故又は重大インシデントの説明	事故又は重大インシデントのどちらかについて、該当する事態の3つを口頭で答えさせる。又は用意された様式に記入させる。	3分
6－2	事故等発生時の処置の説明	事故等が発生した際の適切な処置について受験者が理解しているかどうかを判定可能な質問を行い、口頭で答えさせる。又は用意された様式に記入させる。出題数は、1問とする。	3分

V. 昼間飛行の限定変更に係る実地試験

1. 一般

- 1-1 昼間飛行の限定変更に係る実地試験では、立入管理措置を講じた上で行う夜間飛行を安全に実施するための知識及び能力を有するかどうかを確認する。
- 1-2 実技試験で用いることができる飛行機には、垂直離着陸できるものを含める。
- 1-3 実技試験は、150ルクス以下の照度の試験場で行うこととする。
- 1-4 離着陸時に機体の形状が視認できる状態であること。照明等を用いなければ視認できない場合は、機体周辺の照度が1-3で規定された照度条件を超えない範囲で機体周辺を照らすこと。
- 1-5 滑走路又は離着陸場が視認できる状態であること。照明等を用いなければ視認できない場合は、機体周辺の照度が1-3で規定された照度条件を超えない範囲で滑走路又は離着陸場を照らすこと又は発光物を設置し滑走路又は離発着場を視認できるようにすること。
- 1-6 機体の姿勢を把握可能な灯火を有していること（飛行機については、滑走時の姿勢も含む。）。
- 1-7 実技試験の評価対象は、自動操縦による飛行とする。
- 1-8 操縦装置の画面上に不合格区画、施設飛行空域、設定を行った飛行経路及び飛行の軌跡等の試験員から指示のある情報を表示させておくこと。
- 1-9 実地試験の構成は、次のとおりとする。
 - 1-9-1 机上試験
 - 1-9-2 口述試験（飛行前点検）
 - 1-9-3 実技試験
 - 1-9-4 口述試験（飛行後の点検及び記録）

2. 机上試験

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(目的) 立入管理措置が講じられた夜間飛行に必要な知識を有するかどうかを判定する。			
番号	科目	実施要領	制限時間
2-1	飛行計画の作成	試験員より立入管理措置が講じられた条件での夜間飛行の模擬飛行計画を提示し、飛行計画の作成において留意が必要な事項について、受験者が理解しているかどうかを判定可能な質問を行い、答えさせる。出題数は、4問とする。 留意事項（例） (1) 航空法等の法令遵守 (2) 安全確保措置 (3) 機体の仕様、限界事項 (4) 自動飛行機能の設定（自動飛行する経路、危機回避機能の設定等）	5分

3. 口述試験（飛行前点検）

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(目的) 飛行前の点検を適切に行うことができるかどうかを判定する。 ※点検中に不具合が確認された場合であって、当該不具合に対応等した後 に試験再開が可能なときは、受験者が不具合を確認するまでに行った点 検項目は、試験員が点検を行う。			
番号	科 目	実施要領	制限時間
3-1	飛 行 空 域 及 び そ の 他 の 確 認	飛行空域及びその他の確認事項を 示し、結果を答えさせる。 確認事項（例） (1) 飛行空域及びその周辺の状 況に問題はないか。 (2) 航空法等の違反はないか。 (3) 必要な許可書、承認書、技 能証明書等を携帯しているか。 (4) 操縦者の体調等に問題はない か。 (5) 気象状況に問題はないか。	3分
3-2	作 動 前 点 検	通達：無人航空機の飛行日誌の取 扱要領に準じた日常点検記録の様 式を受験者に提供し、試験員の指 示に従って点検をさせる。点検結 果を当該様式に記載させる。 点検項目（例） (1) 各機器が確実に取り付けら れているか。（ネジ、コネクター 等の脱落やゆるみ等） (2) 機体（プロペラ、胴体、主翼、 尾翼、動翼、機体識別票等）及び 操縦装置に外観の異常、損傷又 はゆがみ等がないか。	3-2から3-3まで を通じて20分

番号	科目	実施要領	減点適用基準
3-3	作動点検	機体及び操縦装置を地上において作動させて、試験員の指示に従って点検をさせる。点検結果を3-2で提供される日常点検記録の様式に記載させる。 作動点検（例） (1) 電源系統（機体及び操縦装置の電源を投入した際の状態及び機体の灯火）は正常か。 (2) 通信系統（機体と操縦装置の通信、GNSSの通信等）は正常か。 (3) 燃料の搭載量又はバッテリーの残量は十分か。 (4) リモートID機能の作動が正常であるか（リモートID非搭載機の場合は、リモートIDが正常に作動していると仮定し、リモートIDが正常に作動している旨の点呼を行う。）。 (5) 自動制御系統及び操縦系統（動翼及びセンサー等）は正常か。 (6) 推進系統（発動機又はモーター等）は正常か。 (7) 機体に搭載したカメラの画像及び挙動に異常はないか。	3-2から3-3までを通じて20分

4. 実技試験

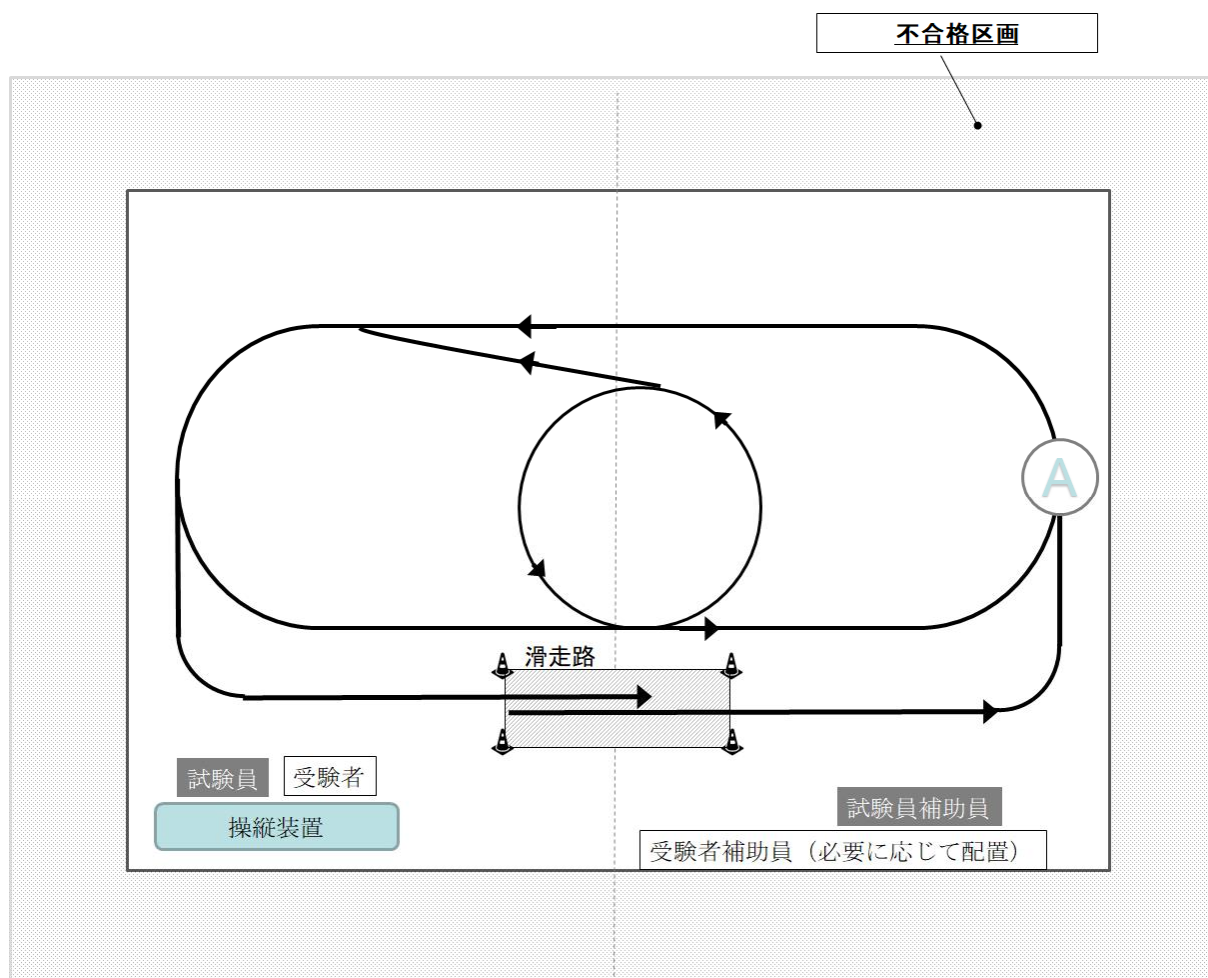
試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(目的) 立入管理措置が講じられた夜間飛行に係る基本的な操縦能力を有するかどうかを判定する（緊急事態が生じた場合の基本的な対応を含む。）。			
番号	科目	実施要領	制限時間
4－1	周回飛行のための飛行経路設定	(1) 受験者は試験員が指示する飛行経路を自動で飛行するため、飛行経路の設定を行う。飛行経路の設定が制限時間よりも前に完了した場合は、受験者は試験員に設定が完了したことを通知することができる。その場合、試験員は(2)の飛行経路の設定の確認を行う。 (2) 飛行経路の設定後、試験員は飛行経路の設定を確認する。その際、試験員は必要に応じて、受験者に口頭で質問を行い、飛行経路の設定及び当該設定の考え方等を確認する。 (3) 試験員による口頭での指示があり次第、受験者は、試験員、試験員補助員及び受験者補助員に対して、飛行経路及び飛行の手順等についての説明を行う。 (4) 試験員が飛行経路の設定に問題がないと判断した場合、試験員は周回飛行を行う旨指示する。	20 分 ※制限時間の対象は(1)とする。

番号	科目	実施要領	減点適用基準
4－2	周回飛行	(1) 受験者は、4－1の飛行経路の設定での自動飛行ができるようにする。 (2) 受験者は、原則として概ね向かい風となる方向に離陸を行う。なお、手動での離陸が必要となる飛行機の場合は、受験者補助員が離陸を行うことができるものとする。 (3) 受験者補助員による手動での離陸を行った場合は、受験者による自動飛行への切り替えを行う。その際、受験者が受験者補助員に口頭で指示を行い、安全に切り替えを行うことができるようにする。 (4) 受験者が想定する周回飛行開始地点(A地点)付近まで飛行を行う。 (5) 受験者は機体がA地点に到達したと判断したときは、速やかに試験員に機体がA地点に到達したことを通知する。 (6) 受験者は、機体を見ることができないようにする。 (7) 受験者は、周回飛行を3周行う。 (8) 4周目以降に試験員からの上空待機を行う旨の口頭での指示があり次第、受験者は速やかに2周以上の円状の旋回飛行を行う。	30分 ※制限時間の対象は(5)から(9)までの飛行とする。

4 - 2	周 回 飛 行	(9) 2 周の円状の旋回飛行完了後、受験者は通知を行う。 (10) 試験員からの口頭での指示があり次第、受験者は、原則としておおむね向かい風となる方向に着陸を行う。なお、手動での着陸が必要となる飛行機の場合は、受験者補助員が着陸を行うことができるものとする。ただし、円状の旋回飛行の方向と着陸時の滑走路への進入方向を変える場合は、受験者が(9)以降の飛行経路を任意に設定することができる。 (11) 受験者補助員による手動での着陸を行う場合は、試験員の口頭での指示があり次第、受験者補助員による手動での飛行への切り替えを行う。その際、受験者が受験者補助員に口頭で指示を行い、安全に切り替えを行うことができるようにする。 (12) 着陸後、機体が停止した時点で、受験者は機体が停止したことを試験員に通知する。 ※手動で離着陸を行う場合は、受験者による自動飛行と受験者補助員による手動飛行の切り替えの際の飛行経路及び高度等は、施設飛行空域内において任意とする。 ※目視外飛行を行う(5)から(9)までを減点対象とする。	
-------	------------------	--	--

4-2 周回飛行の飛行経路



- ※1：受験者補助員は、必要に応じて配置することとする。
- ※2：離陸時の方向が図と概ね逆向きである場合は、飛行経路も逆とする。
- ※3：飛行高度は、最大離陸重量25kg未満の無人航空機の場合は概ね80メートル、最大離陸重量25kg以上の無人航空機の場合は概ね110メートルとする。ただし、実技試験に用いる無人航空機により、それ以外の飛行高度が適切である場合は、適切な飛行高度で飛行を行うこととする。
- ※4：周回飛行において、長辺方向に概ね15秒間の直線飛行を行う。短辺方向には直線飛行を行わない。ただし、機体の特性により直線飛行を行う必要がある場合は、5秒を超えない範囲で直線飛行を行ってもよい。

5. 口述試験（飛行後の点検と記録）

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

飛行後点検と飛行後の記録			
(目的) 飛行後の点検と記録を適切に行うことができるかどうかを判定する。			
番号	科目	実施要領	制限時間
5－1	飛行後点検	試験員の指示に従って飛行後の点検をさせ、点検結果を3－2で提供される日常点検記録の様式に記載させる。 点検項目（例） (1) 各機器が確実に取り付けられているか。（ネジ、コネクター等の脱落やゆるみ等） (2) 機体（プロペラ、胴体、主翼、尾翼、動翼、機体識別票等）の外観、損傷、ゆがみ等がないか。 (3) 各機器の異常な発熱はないか。 (4) 機体へのゴミ等の付着はないか。	5－1から5－2までを通じて10分
5－2	飛行後の記録	通達：無人航空機の飛行日誌の取扱要領に準じた飛行記録の様式を提供し、実施した飛行を記録させる。飛行時に異常が認められた場合は、当該様式に不具合事項を記載することとする。	

VI. 目視内飛行の限定変更に係る実地試験

1. 一般

- 1-1 目視内飛行の限定変更に係る実地試験では、立入管理措置を講じた上で行う目視外飛行を、安全に実施するための知識及び能力を有するかどうかを確認する。
- 1-2 実地試験で用いることができる飛行機には、垂直離着陸できるものを含める。
- 1-3 実地試験の評価対象は、自動操縦による飛行とする。
- 1-4 操縦装置の画面上に不合格区画、施設飛行空域、設定を行った飛行経路及び飛行の軌跡等の試験員から指示のある情報を表示させておくこと。
- 1-5 実地試験の構成は、次のとおりとする。
 - 1-5-1 机上試験
 - 1-5-2 口述試験（飛行前点検）
 - 1-5-3 実地試験
 - 1-5-4 口述試験（飛行後の点検及び記録）

2. 机上試験

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(目的) 立入管理措置が講じられた目視外飛行に必要な知識を有するかどうかを判定する。			
番号	科目	実施要領	制限時間
2-1	飛行計画の作成	試験員より立入管理措置が講じられた条件での目視外飛行の模擬飛行計画を提示し、飛行計画の作成において留意が必要な事項について、受験者が理解しているかどうかを判定可能な質問を行い、答えさせる。出題数は、4問とする。 留意事項（例） （1） 航空法等の法令遵守 （2） 安全確保措置 （3） 機体の仕様、限界事項 （4） 自動飛行機能の設定（自動飛行する経路、危機回避機能の設定等）	5分

3. 口述試験（飛行前点検）

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(目的) 飛行前の点検を適切に行うことができるかどうかを判定する。 ※点検中に不具合が確認された場合であって、当該不具合に対応等した後 に試験再開が可能なときは、受験者が不具合を確認するまでに行った点 検項目は、試験員が点検を行う。			
番号	科 目	実施要領	制限時間
3-1	飛 行 空 域 及 び そ の 他 の 確 認	飛行空域及びその他の確認事項を 示し、結果を答えさせる。 確認事項（例） (1) 飛行空域及びその周辺の状 況に問題はないか。 (2) 航空法等の違反はないか。 (3) 必要な許可書、承認書、技 能証明書等を携帯しているか。 (4) 操縦者の体調等に問題はない か。 (5) 気象状況に問題はないか。	3分
3-2	作 動 前 点 検	通達：無人航空機の飛行日誌の取 扱要領に準じた日常点検記録の様 式を受験者に提供し、試験員の指 示に従って点検をさせる。点検結 果を当該様式に記載させる。 点検項目（例） (1) 各機器が確実に取り付けら れているか。（ネジ、コネクター 等の脱落やゆるみ等） (2) 機体（プロペラ、胴体、主翼、 尾翼、動翼、機体識別票等）及び 操縦装置に外観の異常、損傷又 はゆがみ等がないか。	3-2から3-3まで を通じて20分

番号	科目	実施要領	減点適用基準
3-3	作動点検	機体及び操縦装置を地上において作動させて、試験員の指示に従って点検をさせる。点検結果を3-2で提供される日常点検記録の様式に記載させる。 作動点検（例） (1) 電源系統（機体及び操縦装置の電源を投入した際の状態及び機体の灯火）は正常か。 (2) 通信系統（機体と操縦装置の通信、GNSSの通信等）は正常か。 (3) 燃料の搭載量又はバッテリーの残量は十分か。 (4) リモートID機能の作動が正常であるか（リモートID非搭載機の場合は、リモートIDが正常に作動していると仮定し、リモートIDが正常に作動している旨の点呼を行う。）。 (5) 自動制御系統及び操縦系統（動翼及びセンサー等）は正常か。 (6) 推進系統（発動機又はモーター等）は正常か。 (7) 機体に搭載したカメラの画像及び挙動に異常はないか。	3-2から3-3までを通じて20分

4. 実技試験

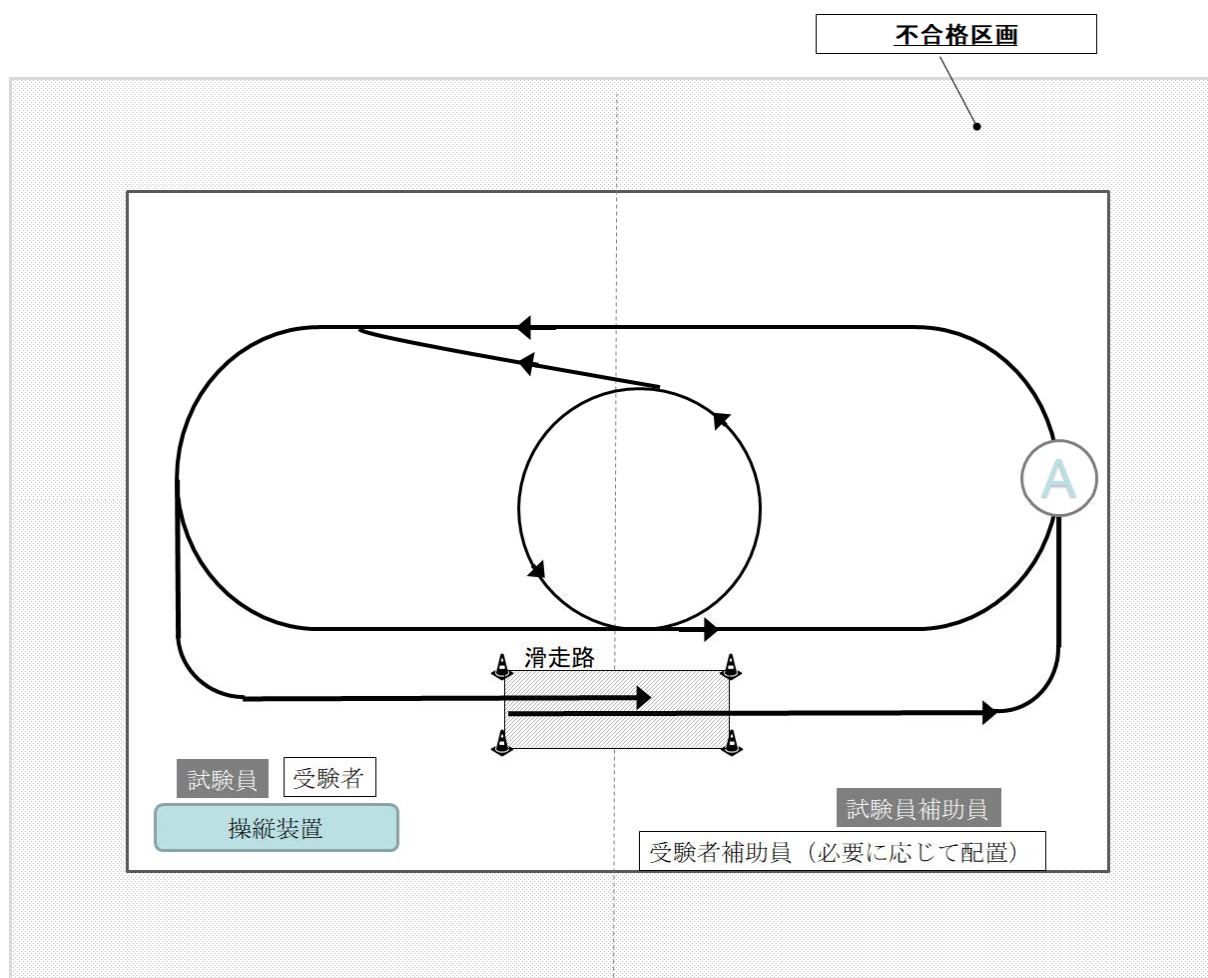
試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(目的) 立入管理措置が講じられた目視外飛行に係る基本的な操縦能力を有するかどうかを判定する（緊急事態が生じた場合の基本的な対応を含む。）。			
番号	科目	実施要領	制限時間
4-1	周回飛行のための飛行経路設定	(1) 受験者は試験員が指示する飛行経路を自動で飛行するため、飛行経路の設定を行う。飛行経路の設定が制限時間よりも前に完了した場合は、受験者は試験員に設定が完了したことを通知することができる。その場合、試験員は(2)の飛行経路の設定の確認を行う。 (2) 飛行経路の設定後、試験員は飛行経路の設定を確認する。その際、試験員は必要に応じて、受験者に口頭で質問を行い、飛行経路の設定及び当該設定の考え方等を確認する。 (3) 試験員による口頭での指示があり次第、受験者は、試験員、試験員補助員及び受験者補助員に対して、飛行経路及び飛行の手順等についての説明を行う。その際、試験員、試験員補助員及び受験者補助員は質問を行うことができる。 (4) 試験員が飛行経路の設定に問題がないと判断したときは、試験員は周回飛行を行う旨指示する。	20 分 ※制限時間の対象は(1)とする。

番号	科目	実施要領	減点適用基準
4－2	周回飛行	(1) 受験者は、4－1の飛行経路の設定での自動飛行ができるようにする。 (2) 受験者は、原則として概ね向かい風となる方向に離陸を行う。なお、手動での離陸が必要となる飛行機の場合は、受験者補助員が離陸を行うことができるものとする。 (3) 受験者補助員による手動での離陸を行った場合は、受験者による自動飛行への切り替えを行う。その際、受験者が受験者補助員に口頭で指示を行い、安全に切り替えを行うことができるようにする。 (4) 受験者が想定する周回飛行開始地点(A地点)付近まで飛行を行う。 (5) 受験者は機体がA地点に到達したと判断したときは、速やかに試験員に機体がA地点に到達したことを通知する。 (6) 受験者は、機体を見ることができないようにする。 (7) 受験者は、周回飛行を3周行う。 (8) 4周目以降に試験員からの上空待機を行う旨の口頭での指示があり次第、受験者は速やかに2周以上の円状の旋回飛行を行う。	30分 ※制限時間の対象は(5)から(9)までの飛行とする。

4 - 2	周 回 飛 行	(9) 2 周の円状の旋回飛行完了後、受験者は通知を行う。 (10) 試験員からの口頭での指示があり次第、受験者は、原則として概ね向かい風となる方向に着陸を行う。なお、手動での離陸が必要となる飛行機の場合は、受験者補助員が着陸を行うことができるものとする。ただし、円状の旋回飛行の方向と着陸時の滑走路への進入方向を変える場合は、受験者が(9)以降の飛行経路を任意に設定することができる。 (11) 受験者補助員による手動での着陸を行う場合は、試験員の口頭での指示があり次第、受験者補助員による手動での飛行への切り替えを行う。その際、受験者が受験者補助員に口頭で指示を行い、安全に切り替えを行うことができるようにする。 (12) 着陸後、機体が停止した時点で、受験者は機体が停止したことを試験員に通知する。 ※手動で離着陸を行う場合は、受験者による自動飛行と受験者補助員による手動飛行の切り替えの際の飛行経路及び高度等は、施設飛行空域内で任意とする。 ※目視外飛行を行う(5)から(9)までを減点対象とする。	
-------	------------------	---	--

4-2 周回飛行の飛行経路



- ※1：受験者補助員は、必要に応じて配置することとする。
- ※2：離陸時の方向が図と概ね逆向きである場合は、飛行経路も逆とする。
- ※3：飛行高度は、最大離陸重量25kg未満の無人航空機の場合は概ね80メートル、最大離陸重量25kg以上の無人航空機の場合は概ね110メートルとする。ただし、実技試験に用いる無人航空機により、それ以外の飛行高度が適切である場合は、適切な飛行高度で飛行を行うこととする。
- ※4：周回飛行において、長辺方向に概ね15秒間の直線飛行を行う。短辺方向には直線飛行を行わない。ただし、機体の特性により直線飛行を行う必要がある場合は、5秒を超えない範囲で直線飛行を行ってもよい。

5. 口述試験（飛行後の点検と記録）

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

飛行後点検と飛行後の記録			
(目的) 飛行後の点検と記録を適切に行うことができるかどうかを判定する。			
番号	科目	実施要領	制限時間
5－1	飛行後点検	試験員の指示に従って飛行後の点検をさせ、点検結果を3－2で提供される日常点検記録の様式に記載させる。 点検項目（例） (1) 各機器が確実に取り付けられているか。（ネジ、コネクター等の脱落やゆるみ等） (2) 機体（プロペラ、胴体、主翼、尾翼、動翼、機体識別票等）の外観、損傷、ゆがみ等がないか。 (3) 各機器の異常な発熱はないか。 (4) 機体へのゴミ等の付着はないか。	5－1から5－2までを通じて10分
5－2	飛行後の記録	通達：無人航空機の飛行日誌の取扱要領に準じた飛行記録の様式を提供し、実施した飛行を記録させる。飛行時に異常が認められた場合は、当該様式に不具合事項を記載することとする。	

VII. 最大離陸重量25kg未満の限定変更に係る実地試験

1. 一般

- 1-1 最大離陸重量25kg未満の限定変更に係る実地試験では、立入管理措置が講じられた上で行う最大離陸重量25kg以上の機体の飛行を安全に実施するための知識及び能力を有するかどうかを確認する。
- 1-2 実技試験で用いることができる飛行機には、垂直離着陸できるものを含める。
- 1-3 実技試験の評価対象は、自動操縦による飛行とする。
- 1-4 操縦装置の画面上に不合格区画、施設飛行空域、設定を行った飛行経路及び飛行の軌跡等の試験員から指示のある情報を表示させておくこと。
- 1-5 実地試験の構成は、次のとおりとする。
 - 1-5-1 机上試験
 - 1-5-2 口述試験（飛行前点検）
 - 1-5-3 実技試験
 - 1-5-4 口述試験（飛行後の点検及び記録）

2. 机上試験

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(目的) 立入管理措置が講じられた最大離陸重量25kg以上の機体の飛行に必要な知識を有するかどうかを判定する。			
番号	科目	実施要領	制限時間
2-1	飛行計画の作成	試験員より立入管理措置が講じられた条件での最大離陸重量25kg以上の機体の飛行についての模擬飛行計画を提示し、飛行計画の作成において留意が必要な事項について、受験者が理解しているかどうかを判定可能な質問を行い、答えさせる。出題数は、4問とする。 留意事項（例） (1) 航空法等の法令遵守 (2) 安全確保措置 (3) 機体の仕様、限界事項 (4) 自動飛行機能の設定（自動飛行する経路、危機回避機能の設定等）	5分

3. 口述試験（飛行前点検）

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(目的) 飛行前の点検を適切に行うことができるかどうかを判定する。 ※点検中に不具合が確認された場合であって、当該不具合に対応等した後 に試験再開が可能なときは、受験者が不具合を確認するまでに行った点 検項目は、試験員が点検を行う。			
番号	科 目	実施要領	制限時間
3－1	飛 行 空 域 及 び そ の 他 の 確 認	飛行空域及びその他の確認事項を 示し、結果を答えさせる。 確認事項（例） (1) 飛行空域及びその周辺の状 況に問題はないか。 (2) 航空法等の違反はないか。 (3) 必要な許可書、承認書、技 能証明書等を携帯しているか。 (4) 操縦者の体調等に問題はない か。 (5) 気象状況に問題はないか。	3分3分
3－2	作 動 前 点 検	通達：無人航空機の飛行日誌の取 扱要領に準じた日常点検記録の様 式を受験者に提供し、試験員の指 示に従って点検をさせる。点検結 果を当該様式に記載させる。 点検項目（例） (1) 各機器が確実に取り付けら れているか。（ネジ、コネクター 等の脱落やゆるみ等） (2) 機体（プロペラ、胴体、主翼、 尾翼、動翼、機体識別票等）及び 操縦装置に外観の異常、損傷又 はゆがみ等がないか。	3－2 から 3－3 まで を通じて20分

番号	科目	実施要領	減点適用基準
3-3	作動点検	機体及び操縦装置を地上において作動させて、試験員の指示に従って点検をさせる。点検結果を3-2で提供される日常点検記録の様式に記載させる。 作動点検（例） (1) 電源系統（機体及び操縦装置の電源を投入した際の状態）は正常か。 (2) 通信系統（機体と操縦装置の通信、GNSSの通信等）は正常か。 (3) 燃料の搭載量又はバッテリーの残量は十分か。 (4) リモートID機能の作動が正常であるか（リモートID非搭載機の場合は、リモートIDが正常に作動していると仮定し、リモートIDが正常に作動している旨の点呼を行う。）。 (5) 自動制御系統及び操縦系統（動翼及びセンサー等）は正常か。 (6) 推進系統（発動機又はモーター等）は正常か。 (7) 機体に搭載したカメラの画像及び挙動に異常はないか。	3-2から3-3までを通じて20分

4. 実技試験

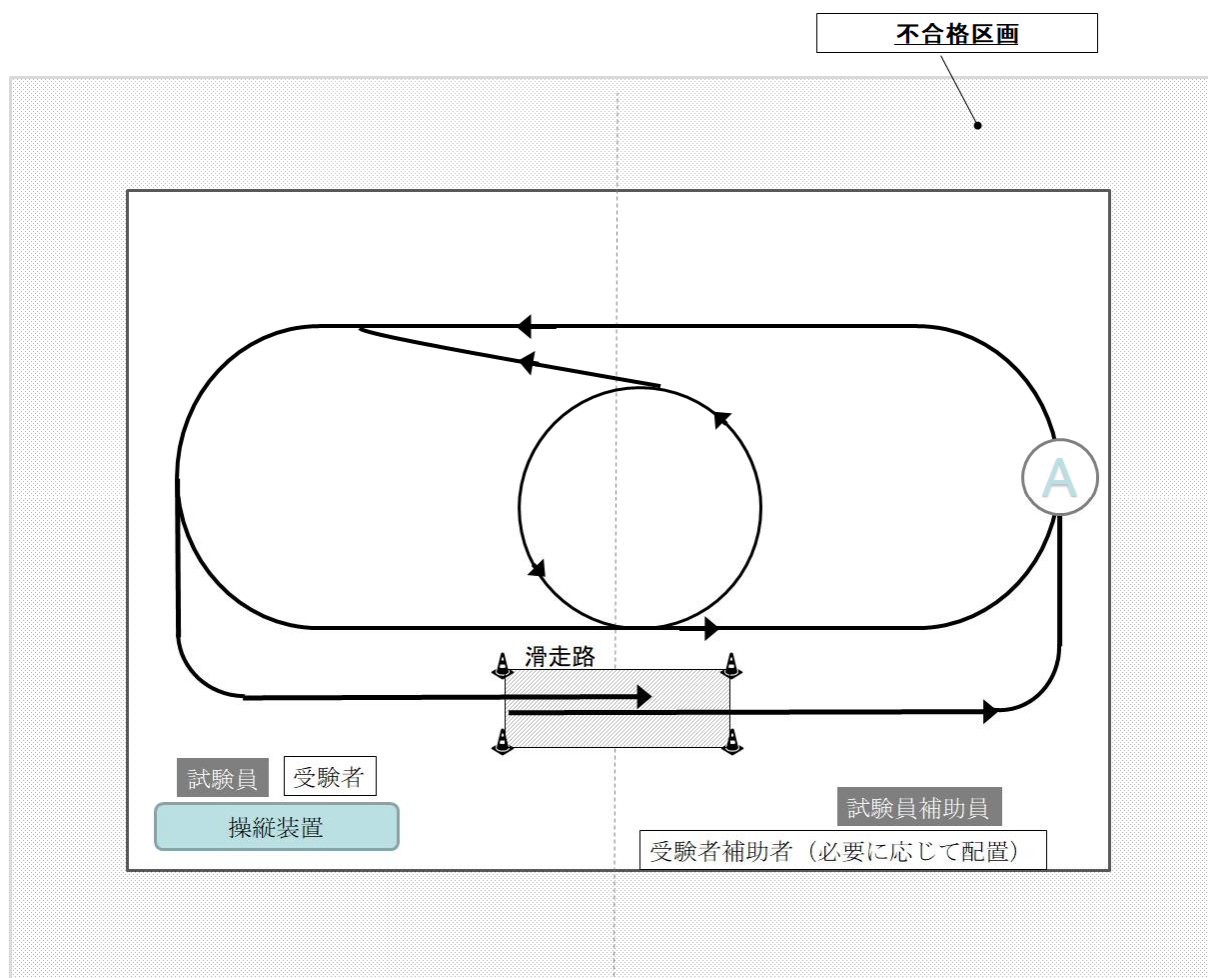
試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(目的) 立入管理措置が講じられた最大離陸重量25kg以上の機体の飛行に係る基本的な操縦能力を有するかどうかを判定する（緊急事態が生じた場合の基本的な対応を含む。）。			
番号	科目	実施要領	制限時間
4-1	周回飛行のための飛行経路設定	(1) 受験者は試験員が指示する飛行経路を自動で飛行するため、飛行経路の設定を行う。飛行経路の設定が制限時間よりも前に完了した場合は、受験者は試験員に設定が完了したことを通知することができる。その場合、試験員は(2)の飛行経路の設定の確認を行う。 (2) 飛行経路の設定後、試験員は飛行経路の設定を確認する。その際、試験員は必要に応じて、受験者に口頭で質問を行い、飛行経路の設定及び当該設定の考え方等を確認する。 (3) 試験員による口頭での指示があり次第、受験者は、試験員、試験員補助員及び受験者補助員に対して、飛行経路及び飛行の手順等についての説明を行う。その際、試験員、試験員補助員及び受験者補助員は質問を行うことができる。 (4) 試験員が飛行経路の設定に問題がないと判断したときは、試験員は周回飛行を行う旨指示する。	20 分 ※制限時間の対象は(1)とする。

番号	科目	実施要領	減点適用基準
4－2	周回飛行	(1) 受験者は、4－1の飛行経路の設定での自動飛行ができるようにする。 (2) 受験者は、原則として概ね向かい風となる方向に離陸を行う。なお、手動での離陸が必要となる飛行機の場合は、受験者補助員が離陸を行うことができるものとする。 (3) 受験者補助員による手動での離陸を行った場合は、受験者による自動飛行への切り替えを行う。その際、受験者が受験者補助員に口頭で指示を行い、安全に切り替えを行うことができるようにする。 (4) 受験者が想定する周回飛行開始地点(A地点)付近まで飛行を行う。 (5) 受験者は機体がA地点に到達したと判断したときは、速やかに試験員に機体がA地点に到達したことを通知する。 (6) 受験者は、機体を見ることができないようにする。 (7) 受験者は、周回飛行を3周行う。 (8) 4周目以降に試験員からの上空待機を行う旨の口頭での指示があり次第、受験者は速やかに2周以上の円状の旋回飛行を行う。	30分 ※制限時間の対象は、(5)から(9)までの飛行とする。

4 - 2	周 回 飛 行	(9) 2 周の円状の旋回飛行完了後、受験者は通知を行う。 (10) 試験員からの口頭での指示があり次第、受験者は、原則としておおむね向かい風となる方向に着陸を行う。なお、手動での離陸が必要となる飛行機の場合は、受験者補助員が着陸を行うことができるものとする。ただし、円状の旋回飛行の方向と着陸時の滑走路への進入方向を変える場合は、受験者が(9)以降の飛行経路を任意に設定することができる。 (11) 受験者補助員による手動での着陸を行う場合は、試験員の口頭での指示があり次第、受験者補助員による手動での飛行への切り替えを行う。その際、受験者が受験者補助員に口頭で指示を行い、安全に切り替えを行うことができるようにする。 (12) 着陸後、機体が停止した時点で、受験者は機体が停止したことを試験員に通知する。 ※手動で離着陸を行う場合は、受験者による自動飛行と受験者補助員による手動飛行の切り替えの際の飛行経路及び高度等は、施設飛行空域内で任意とする。 ※(5) から (9) までを減点対象とする。	
-------	------------------	--	--

4-2 周回飛行の飛行経路



- ※1：受験者補助員は、必要に応じて配置することとする。
- ※2：離陸時の方向が図と概ね逆向きである場合は、飛行経路も逆とする。
- ※3：飛行高度は、概ね110メートルとする。ただし、実技試験に用いる無人航空機により、それ以外の飛行高度が適切である場合は、適切な飛行高度で飛行を行うこととする。
- ※4：周回飛行において、長辺方向に概ね15秒間の直線飛行を行う。短辺方向には直線飛行を行わない。ただし、機体の特性により直線飛行を行う必要がある場合は、5秒を超えない範囲で直線飛行を行ってもよい。

5. 口述試験（飛行後の点検と記録）

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

飛行後点検と飛行後の記録			
(目的) 飛行後の点検と記録を適切に行うことができるかどうかを判定する。			
番号	科目	実施要領	制限時間
5－1	飛行後点検	試験員の指示に従って飛行後の点検をさせ、点検結果を3－2で提供される日常点検記録の様式に記載させる。 点検項目（例） (1) 各機器が確実に取り付けられているか。（ネジ、コネクタ等の脱落やゆるみ等） (2) 機体（ローター/プロペラ、フレーム、機体識別票等）の外観、損傷、ゆがみ等がないか。 (3) 各機器の異常な発熱はないか。 (4) 機体へのゴミ等の付着はないか。	5－1から5－2までを通じて10分
5－2	飛行後の記録	通達：無人航空機の飛行日誌の取扱要領に準じた飛行記録の様式を提供し、実施した飛行を記録させる。飛行時に異常が認められた場合は、当該様式に不具合事項を記載することとする。	

VIII. 準用

第 I 章から第 VI 章までの規定は登録講習機関、無人航空機講習、無人航空機講習の修了、施設及び設備並びに講師について準用し、次の表の左欄に掲げる規定中、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。なお、机上審査及び口述審査（事故、重大インシデントの報告及びその対応）の問題は、国又は指定試験機関から提供されたものを用いることとする。

第 I 章 第 1 項	無人航空機操縦者技能証明の一等無人航空機操縦士の資格の区分に係る飛行機の実地試験（以下「実地試験」という。）	無人航空機操縦者技能証明の一等無人航空機操縦士の資格の区分に係る飛行機の修了審査（以下「修了審査」という。）
第 I 章 第 2 項、第 8 項及び第 12 項、第 II 章、第 IV 章、第 V 章、第 VI 章、並びに第 VII 章	実地試験	修了審査
第 I 章 第 2 項、第 9 項から第 11 項及び第 13 項、第 II 章 第 1 項 1－3、1－4 及び減点適用基準、第 2 項 2－3、2－4、2－6、2－7 及び減点適用基準、第 3 項 3－3、3－4 及び減点手強基準、第 III 章 第 1 項 1－1、1－2、第 2 項 2－1、2－3、第 IV 章 第 1 項 1－5、第 2 項から第 4 項まで及び第 6 項、第 V 章 第 2 項から第 4 項まで、第 VI 章 第 2 項から第 4 項まで並びに第 VII 章 第 2 項から第 4 項まで	受験者	受講者
第 I 章 第 3 項から第 5 項まで、第 7 項、第 9 項、第 10 項及び第 13 項、第 I 章 第 1 項 減点適用基準、第 2 項、第 III 章 第 1 項 1－1、第 2 項 2－1、2－3、第 IV 章 第 1 項 1－4、1－5 及び第 4 項、第 V 章 第 1 項 1－2、1－3、1－7 及び 1－9 並びに第 4 項、第 VI 章 第 1 項 1－2、1－3	実技試験	実技審査

及び 1－5 並びに第 4 項、第 VII 章第 1 項 1－2、1－3 及び 1－5 並びに第 4 項		
第 I 章第 2 項、第 3 項、第 9 項及び第 12 項、第 II 章第 2 項 2－7、2－8 及び減点適用基準、第 III 章第 1 項 1－2 及び第 2 項 2－1、第 IV 章第 2 項から第 6 項まで、第 V 章第 2 項から第 5 項まで、第 VI 章第 2 項から第 5 項まで、第 VII 章第 2 項から第 5 項まで	試験科目	審査科目
第 I 章第 4 項から第 9 項、第 11 項及び第 13 項、第 II 章第 1 項 1－2 及び減点適用基準、第 2 項 2－2、2－7 及び減点適用基準、第 3 項 3－2、第 III 章第 2 項 2－1 及び 2－3、第 I V 章第 1 項 1－5 及び第 2 項から第 5 項まで、第 V 章第 1 項 1－8 及び第 2 項から第 5 項まで、第 VI 章第 1 項 1－4 及び第 2 項から第 5 項まで並びに第 VII 章第 1 項 1－4 第 2 項から第 5 項まで	試験員	修了審査員
第 I 章第 4 項から第 8 項まで、第 11 項及び第 13、第 II 章第 1 項減点適用基準、第 2 項減点適用基準、第 IV 章第 1 項 1－5 及び第 4 項、第 V 章第 4 項、第 VI 章第 4 項並びに第 VII 章第 4 項	試験員補助員	修了審査員補助員
第 I 章第 5 項	試験を行う者	登録講習機関
第 I 章第 9 項から第 11 項及び第 13 項、第 II 章第 2 項減点適用基準、第 IV 章第 4 項、第 V 章第 4 項、第 VI 章第 4 項及び第 VII 章第 4 項	受験者補助員	受講者補助員
第 II 章第 1 項減点適用基準第 2 項 2－6 及び減点適用基準、第 3 項減点適用基準、第 III 章第 1 項 1－2、第 IV 章第 1 項 1－2 及び第 3 項、第 V 章第 1 項 1－2 及び第 3 項、第 VI 章第	試験	審査

1 項 1 － 2 及び第 3 項並びに第VII章 第 1 項 1 － 2 及び第 3 項		
第 II 章第 5 項、第IV章 1 － 2 及び 1 － 4 並びに第 2 項、第V章第 1 項 1 － 9 及び第 2 項、第V章第 1 項 1 － 5 及 び第 2 項並びに第VI章第 1 項 1 － 5 及び第 2 項	机上試験	机上審査
第 I 章第13項、第 II 章第 1 項、第 3 項及び第 4 項、第IV章第 1 項 1 － 4、第 3 項、第 5 項及び第 6 項、第V 章第 1 項 1 － 9、第 3 項及び第 5 項、第VI章第 1 項 1 － 5、第 3 項及 び第 5 項並びに第VII章第 1 項 1 － 4、第 3 項及び第 5 項	口述試験	口述審査

附 則（令和 5 年 8 月 2 日付け国空無機第93245号）
（施行期日）
この通達は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年 12 月 5 日付け国空無機第 298768 号）
（施行期日）
この通達は、令和 8 年 6 月 5 日から施行する。